

## 公益財団Uビジョン研究所 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

### (目的)

第1条 この規定は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号（以下「認定法第5条第13号」という。）及び公益財団法人Uビジョン研究所（以下「当財団」という。）の定款第13条（評議員に対する報酬等）及び第29条（報酬等）の規定に基づき、当財団の役員及び評議員の報酬等並びに費用の支給の基準について定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第23条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、当財団を主たる勤務場所とし、原則週3日以上出勤する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わず、費用とは区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の執行に当たって、必要となる経費をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 当財団は、常勤役員及び監事の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

### (報酬等の額の決定)

第4条 当財団の常勤理事に、各年度の報酬等の総額が800万円、月額66万円の範囲内において、理事会の承認を得て決定する金額を報酬等として支給する。

- 2 当財団の監事に、各年度の報酬等の総額が15万円の範囲内において、職務の執行として評議員会、理事会へ出席した場合及び監事監査に際して1回につき税引き後1万円を報酬等として支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員の報酬等の支給については、法令に基づいて報酬から控除すべき税金等を控除し、その残額を本人に支給する。

- 2 報酬等の支給方法は、支給要件の発生の都度、通貨をもって本人へ直接支給、または本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用)

第6条 当財団は、役員及び評議員がその職務の執行に要する交通費等の実費相当額を費用として支給することができる。

- 2 常勤役員に対しては、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給することができる。

(改正)

第7条 この規程の改正は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条に定める公益認定を受けることを停止条件として施行する。